

○通信委員会

內閣提出法律案（四件）

番号	件名	提出月日	本院に受領月日	付委員会	参考議院
15	7	6	5	電話加入権質に関する臨時特例法の一 部を改正する法律案	案
案	公衆電気通信法の一部を改正する法律	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案	電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案	電話加入権質に関する臨時特例法の一 部を改正する法律案	件
二、四	受領四、六	受領四、六	受領三、三	受領五、三	提出月日
(予)	(予)	(予)	(予)	(予)	又は(衆)へ送付月日
可決五、一〇	可決五、一〇	可決三、三	可決五、三	議委員決会	議院
可決五、一	可決五、一	可決三、三	可決五、三	議本会議	
二、四	二、四	二、四	二、四	付委員会	衆議院
可決四、二六	可決四、二七	可決三、二	可決五、三	議委員決会	
可決四、二八	可決四、二八	可決三、三	可決五、三	議本会議	
					備考

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送本院へ	参考議院	備考
10 法律案	有線ラジオ放送業務の運用の規 正に関する法律及び有線テレビ ジョン放送法の一部を改正する	（月日） （五八、五一二） （五八、五三） （五八、五二） （五八、五二三） （五八、五三五） （五八、五二六）	（月日） （五八、五一二） （五八、五三） 付月日 付委員会 議委員決会 議本会決議 付委員会 議委員決会 議本会決議	（月日） （五八、五一二） （五八、五三） （五八、五二） （五八、五二三） （五八、五三五） （五八、五二六）	（月日） （五八、五一二） （五八、五三） （五八、五二） （五八、五二三） （五八、五三五） （五八、五二六）

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件	名	提出	月日	提出	送付は（衆）へ受領	本院に受領	参議院
1	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件			五八、二一六	五八、三一五	五八、二一六	五八、三一五	付委員託会
				（予）	五八、三三〇	五八、三三一	五八、三三一	議委員決議
			承認	（予）	五八、三三〇	五八、三三一	五八、三三一	議本会決議
			承認	（予）	五八、三三〇	五八、三三一	五八、三三一	議本会決議
			備考					衆議院

N H K 決算（二件）

日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借明書及び損益計算書並びにこれに関する説明書	件名	提出月日	参議院
日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借明表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	付委員託会	五七、三一七	議委員決議
（第九十六回国会）	五七、三一七	五七、三一七	議本会決議
	五七、三一七	五七、三一七	付委員託会
		五七、三一七	議委員決議
		五七、三一七	議本会決議
			備考

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案

(閣法第五号)(衆議院送付)

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

- | | |
|------|-----------|
| 五八、 | 一、二八 内閣提出 |
| 三、 | 三 衆可決 |
| 三、二三 | 参考決 |

要旨

本法律案は、電話加入権に質権を設定することができる特例措置が昭和五十八年三月三十一日をもつて期限切れとなるが、現在なお庶民金融の担保物として相当程度利用されていること及び本制度の存続に対する要望が強いこと等にかんがみ、電話加入権に対する質権の設定を昭和五十八年四月一日以降も当分の間許容しようとするものであります。

次に、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案は、現在加入電話等公衆電気通信設備の拡充に要する資金の一部を調達するため、暫定措置として加入電話加入申込者等に電信電話債券を引き受けさせているが、電信電話等の需要を充足するための態勢が整ったことにかんがみ、債券の引受制度を昭和五十八年三月三十日限りで廃止しようとします。

一、電話加入権に対する質権の設定を昭和五十八年四月一日以降も当分の間許容すること。

二、質権の設定を登録する場合等の手数料額については、日本電信電話公社が郵政大臣の認可を受けて定めること。

委員会におきましては、以上二法案を便宜一括して審査し、電話加入者等による債券引受制度の果たした役割り、今後の建設投資資金の調達方法、設備料の引き下げ、電話

加入権質の設定状況と制度再延長の理由等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、順次採決の結果、両法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案（閣法第六号）（衆議院送付）

五八、一、二八 内閣提出
三、三 衆可決
三、一三 参可決

要旨

本法律案は、現在、加入電話等公衆電気通信設備の拡充に要する資金の一部を調達するため、暫定措置として加入電話加入申込者等に電信電話債券を引き受けさせているが、

電信電話等の需要を充足するための態勢が整つたことによんがみ、債券の引受制度を昭和五十八年三月三十日限りで

廃止しようととするものである。

委員長報告

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）（衆議院送付）

五八、一、二八 内閣提出

四、二八 衆可決
五、一 参可決

要旨

本法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険の積立金の運用範囲を郵便年金の積立金並みに拡大しようとするとものである。

すなわち、簡易生命保険の積立金の運用範囲に、外国政府等の発行する債券、金銭信託で元本補てんの契約があるもの及び金融機関への預金を加えようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険の積立金の運用範囲に、外国政府等の発行する債券、信託会社等への金銭信託で元本補てんの契約があるもの及び金融機関への預金を加え、その運用範囲を郵便年金の積立金並みに拡大しようとするものであります。

委員会におきましては、法改正のメリットと資金運用制度の一層の改善、簡易保険の青壮年層等への普及方策、保険料団体払い込み制度の適正な運用、加入者福祉施設のあり方等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、高橋圭三理事より附帯決議案が提案され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、公衆電気通信法の一部を改正する法律案は、電話の近距離通話料と遠距離通話料との格差是正を図るため、

区域外通話地域の距離が三百二十キロメートルを超える遠距離通話料について、現行の四秒ないし三秒ごとに十円であるものを一律四・五秒ごとに引き下げようとするものであります。

委員会におきましては、料金決定原則の確立等料金政策の明確化、グループ料金制の早期実現、電話福祉施策の充実、夜間・日曜割引地域の拡大等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、高橋圭三理事より附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）（衆議院送付）

五八、二、四 内閣提出

四、二八 衆可決

五八、五、一一 参可決

五、一二 衆可決
五、二六 参可決

要旨

本法律案は、電話の近距離通話料と遠距離通話料との格差是正を図るため、区域外通話地域の距離が三二一〇キロメートルを超える遠距離通話料について、一律四・五秒（現行三二一〇キロメートルを超え五〇〇キロメートルまで四秒、五〇〇キロメートルを超え七五〇キロメートルまで三・五秒、七五〇キロメートルを超えるもの三秒）ごとに一〇円に引き下げようとするものである。

委員長報告

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照。

本法律案は、道路法による許可を受けないで道路を占用するなど違法な手段によつて設置されている有線放送設備が増加している現状にかんがみ、有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送の秩序を確保するため、標記両法について所要の措置を講じようとするとものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、有線ラジオ放送又は有線テレビジョン放送の業務を行う者は、道路法等の許可を受けないで設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の電柱等に設置されている有線電気通信設備によつて有線放送をしてはならないこととする。

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案（衆第一〇号）（衆議院提出）

五八、五、一一 衆通信委員長提出

三、郵政大臣は、違法に設置されている有線電気通信設備の設置状況等について、道路管理者等から資料の提供その他の協力を求めることができることとする。

一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

委員長報告

ただいま議題となりました有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院通信委員長提出に係るものであります。その骨子は、有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送の秩序を確保するため、有線放送の業務を行う者が、道路、電柱等に許可なく放送線を架設するなど違法な手段によって設置されている有線電気通信設備を使用して、有線ラジオ放送または有線テレビジョン放送を行うことを禁止する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、有線放送業務の許可制、違法設置の放送線の撤去措置、放送線添架に関する一柱一條主義の見直しなどについて質疑が行われました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会

放送法第三十七第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(閣承認第一号)(衆議院送付)

五八、一一、一六 内閣提出
三、一二五 衆承認
三、三一 参承認

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十八年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、収支予算につきましては、事業収入は二千九百十五億円、事業支出は三千二十一億一千万円で、事業収支は百六億一千万円の赤字となつ

番号	件名	提出日	受領	付委員会	参議院	衆議院	備考
41	16						
建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案	道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案	五、二、四	五、三三四	本院に受領 又は(衆)へ 月日			
四二八	三二一	(予)	(予)	議委員会 決議			
可決	五二三	可決	五、三三四	議本会議 決議			
可決	五一三	可決	五、三三一	付委員会 託會			
修正	四二七	可決	五、二、八	議委員会 決議			
修正	四二六	可決	五、三三四	議本会議 決議			

○建設委員会

内閣提出法律案（二件）

ておりますが、これは前二カ年度よりの繰越金をもって補てんすることにしております。

また、事業計画におきましては、その重点を視聴者の意向に応じた放送番組の編成、広報・営業活動の積極化、放送衛星の打ち上げなど新しい放送サービスの推進等に置いております。

なお、本件には「おおむね適当と認める」旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、衛星放送などニューメディアの有効活用問題を初め、国際放送の拡充強化、業務の効率化

等財政基盤の強化方策、公共放送としての番組編集の方、ロサンゼルス・オリンピック放送権料等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、大森昭理事より、放送の不偏不党を堅持し、放送による表現の自由を確保することなど四項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とする決議をいたしました。

以上御報告申し上げます。